

来年度より、フロン排出

抑制法が施行されます！



 オゾン層の破壊と地球温暖化の原因となるフロン類の排出抑制を一層強化するため、平成25年6月にフロン回収・破壊法が改正（フロン排出抑制法）され、平成27年4月から施行されます。

業務用冷凍空調機器の所有者等

- ！ フロン類が冷媒として使用されている業務用冷凍空調機器の管理者（機器の所有者等）には、冷媒漏えい防止のための機器の点検、漏えい時の修理（繰り返し充填の原則禁止）、機器整備の結果の記録・保存、適正な使用環境の維持等が義務づけられます。
- ！ また、一定量以上の漏えいがある場合には、国への漏えい量報告の義務が新たに生じます。

「第一種特定製品の管理者」と呼ばれます！

業務用冷凍空調機器に冷媒を充填・回収する業者

- ！ 業務用冷凍空調機器の設備施工・保守・メンテナンス業者（機器に冷媒を充填・回収する業者）には、充填に係る業の登録、充填基準の遵守、充填・回収証明書の発行等の新たな義務が生じます。

**「第一種フロン類回収業者」は
「第一種フロン類充填回収業者」になります！**

改正法の全文等詳しくはこちら

環境省 改正フロン回収・破壊法

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html



お問い合わせ先

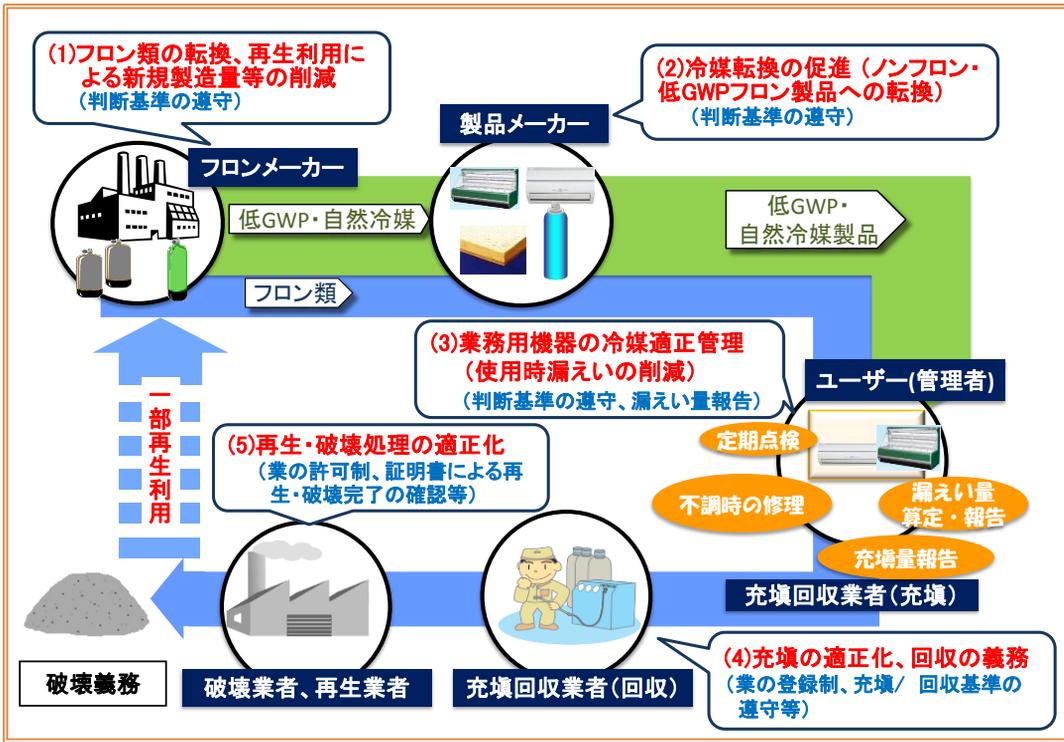
大分県生活環境部地球環境対策課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL:097-506-3036

FAX:097-506-1749

改正フロン類法の概要



法の対象がフロンの製造から廃棄までライフサイクル全体に広がりました！

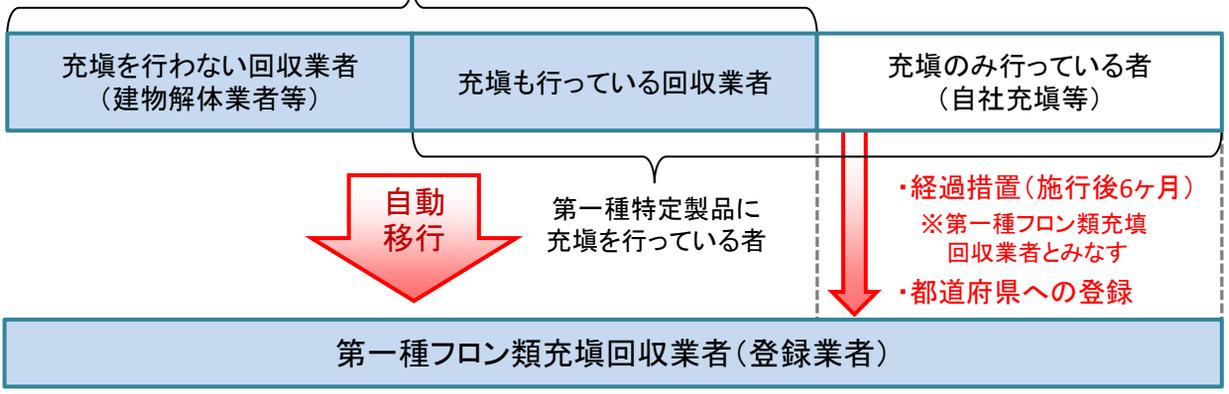
これまで充填のみを行っていた業者は都道府県知事の登録が必要になりました！



これまで充填のみを行っていた業者は都道府県知事の登録が必要になりました！

都道府県への登録

第一種フロン類回収業者(登録業者)



主な変更点

- 充填を行う際は事前にフロン類の漏えいや機器の故障等がないか確認しなければいけません。さらに修理等を行うまで充填してはいけません。
- フロン類を充填したときは充填証明書、回収したときは回収証明書を交付しなければいけません。
- 第一種特定製品の整備に当たりフロン類を充填したときは、整備した日や充填量等を記録し、保存しなければいけません。
- 回収したフロン類の引渡先に「第一種フロン類再生業者」が追加されます。
- 再生業者や破壊業者が発行した再生証明書、破壊証明書を第一種特定製品の管理者又は廃棄等実施者に回付しなければいけません。
- 充填量や再生業者への引き渡し量等法改正によって新たに生じた項目についても年度ごとに都道府県知事へ報告しなければいけません。

4月1日から確実に実施できるよう準備しましょう！

